

様式 1

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は
1から3のとおりです。

令和7年12月15日

広島県知事 横田 美香

工事（業務）名	(仮称) 県立埋蔵文化財センターワン館・普通教室棟ほか2棟内部改修その他工事
入札方式	一般競争入札（事後審査型）
業種種別	建築一式工事
公告日又は指名通知日	令和7年12月10日
入札日	令和8年1月21日、22日
開札予定日	令和8年1月23日

- 1 公告変更（様式2）
なし
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式3）
なし
- 3 修正事項等（様式4）
2件
 - ・総合評価落札方式に関する事項
 - ・提出様式第7号（営繕工事）

修 正 事 項 等

令和7年12月15日

工事（業務）名	(仮称) 県立埋蔵文化財センター本館・普通教室棟ほか2棟内部改修その他工事
入札方式	一般競争入札（事後審査型）
業種種別	建築一式工事
公告日又は指名通知日	令和7年12月10日
入札日	令和8年1月21日、22日
開札予定日	令和8年1月23日

修 正 前	修 正 後
<p>総合評価落札方式に関する事項</p> <p>4 技術資料作成にあたっての留意事項</p> <p>(6) 地域の貢献度</p> <p>イ 判定士登録証（表のみ）の写し及び雇用関係が確認できるもの（<u>健康保険証</u>、監理技術者資格者証等）の写しを貼付すること。なお判定士登録証は、令和7年4月1日時点で有効なものであること。</p>	<p>総合評価落札方式に関する事項</p> <p>4 技術資料作成にあたっての留意事項</p> <p>(6) 地域の貢献度</p> <p>イ 判定士登録証（表のみ）の写し及び雇用関係が確認できるもの（<u>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</u>、監理技術者資格者証等）の写しを貼付すること。なお判定士登録証は、令和7年4月1日時点で有効なものであること。</p>
<p>提出様式第7号（営繕工事）</p> <p>（別紙（修正前）のとおり）</p>	<p>提出様式第7号（営繕工事）</p> <p>（別紙（修正後）のとおり）</p>

広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況

商号又は名称：

(JVの場合はJV名称)

企業内の広島県地震被災建築物応急危険度判定士の数：_____名		
1	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	
	判定士登録証の写し貼付欄	雇用関係が確認できるもの（ <u>健康保険証</u> 、監理技術者資格者証等の写し）の貼付欄
	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	判定士登録証の写し貼付欄
2	雇用関係が確認できるもの（ <u>健康保険証</u> 、監理技術者資格者証等の写し）の貼付欄	
	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	判定士登録証の写し貼付欄
3	雇用関係が確認できるもの（ <u>健康保険証</u> 、監理技術者資格者証等の写し）の貼付欄	
	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	

注 企業内に広島県地震被災建築物応急危険度判定士が4名以上の場合は、この様式を複写して使用する。

提出様式第7号（営繕工事）

広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況

商号又は名称：

(JVの場合はJV名称)

企業内の広島県地震被災建築物応急危険度判定士の数：_____名		
1	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	
	判定士登録証の写し貼付欄	雇用関係が確認できるもの（ <u>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</u> 、監理技術者資格者証等の写し）の貼付欄 (欄内に収まらない場合は、別紙添付での提出で可能とする)
	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	判定士登録証の写し貼付欄
2	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	雇用関係が確認できるもの（ <u>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</u> 、監理技術者資格者証等の写し）の貼付欄
	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	判定士登録証の写し貼付欄
3	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	雇用関係が確認できるもの（ <u>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</u> 、監理技術者資格者証等の写し）の貼付欄

注 企業内に広島県地震被災建築物応急危険度判定士が4名以上の場合は、この様式を複写して使用する。

総合評価落札方式に関する事項

1 総合評価落札方式による理由

本工事は、民間の持つ技術力を積極的に活用し、価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、総合評価落札方式を適用する。

2 総合評価に係る技術資料等の提出

- (1) 本件入札に参加する者は、総合評価に係る技術資料やその記入内容を証明する資料を、公告3「入札日程等」(5)「総合評価に係る技術資料の提出」に記載の提出期間・提出場所に、持参方式で提出すること。あわせて資格要件確認書類を書面で提出すること（他の資料と同封して提出することも可。）。

なお、電子入札案件の場合、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、工事費内訳書等とあわせて総合評価に係る技術資料及び資格要件確認書類(Adobe ReaderDCで閲覧・印刷可能であること。)を添付して提出することも可能とする。ただし、電子ファイルの容量の問題により、部分的に総合評価に係る技術資料及び資格要件確認書類を添付することは不可とし、容量を超える場合は全て書面で提出すること（書面と電子ファイルの両方で提出された場合は、総合評価の加算点を0点とする。）。

- (2) 書面で提出する技術資料等は、提出者の「商号又は名称」及び「当該入札に係る建設工事等の名称」、「開札日」及び「総合評価に係る技術資料及び資格要件確認書類(及び工事費内訳書)が在中している旨」を記入した封筒に封入して提出すること。

- (3) 総合評価に係る技術資料の様式は、広島県ホームページ「広島県の調達情報」－「様式集」－「総合評価関係様式」－「土木建築局営繕課」(<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k06/k-06-7yousiki.html>)により作成したデータとする。技術資料の様式（提出様式第1号～第7号）及び実施する総合評価落札方式の型式（公告1発注内容等(6)落札者の決定方法の欄に記載）の自己採点表を確認のうえ最新バージョンを使用すること。

※ 総合評価落札方式の型式によっては、使用しない様式があるので注意すること。

- (4) 入札期間終了時までに提出されない場合、提出された技術資料等に必要事項が記入されていない場合、又は求めた内容と異なるなど不適切な記入がされていた場合は、入札を無効とする場合がある。

- (5) 提出された技術資料の書換え、引替え、又は撤回は認めない。

- (6) 配置予定技術者と受注者との雇用関係が確認できる資料（監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料）等を添付資料として提出する場合は、住所及び個人が特定できる項目を復元できない程度にマスキングを施すこと。

3 必要な総合評価に係る技術資料

各公告案件における型式を確認したうえで、以下の一覧表により必要な技術資料を確認し作成すること。

資料	評価項目	様式名	提出様式番号	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
技術資料	表紙	技術資料・資格要件確認書類 提出書	第1号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	技術提案	施工上の課題に関する技術提案	第2号		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	企業の施工能力	同種・同規模工事の施工実績	第3号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	企業の施工能力	企業の経験工事の工事成績評定点	第4号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況等	第5号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	地域の精通性	近隣地域における同種・同規模工事の施工実績	第6号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	地域の貢献度※1	広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況	第7号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自己採点表		自己採点表（別紙様式1-1号）		<input type="radio"/>		
		自己採点表（別紙様式1-2号）			<input type="radio"/>	
		自己採点表（別紙様式1-3号）				<input type="radio"/>

※1 建築一式工事のみ

【参考】<資格要件確認書類>同封して提出

資料	様式番号	様式名
資格要件確認書類	別記様式第4号	企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書
	別記様式第5号	建設工事施工実績証明（願）書

※添付資料が技術資料と重複するものについては、資格要件確認書類の添付資料の省略を可とする。

4 技術資料作成にあたっての留意事項

提出する技術資料の種類及び作成にあたっての留意事項は以下のとおりとする。書面で提出する資料は両面印刷とし、各様式と添付資料を綴じ、ページ番号を付すこと（添付資料の綴り位置は、極力「各様式の直後」とする。）。

(1) 表紙

(提出様式第1号(營繕工事)) 技術資料・資格要件確認書類 提出書

- ア 整理番号は記入しないこと。
- イ 必要事項を記入のうえ、提出書類の□欄にチェックを入れて確認すること。
- ウ 内容等について確認をする場合があるので、問合せ先も記入すること。

(2) 技術提案

(提出様式第2号(營繕工事)) 施工上の課題に関する技術提案

- ア 技術提案の評価の視点は、自己採点表の「技術提案について」の評価内容の欄のとおりとし、これを満たす提案について記入すること。
- イ 記入に当たっては、様式に記載の表形式により記入・作成すること。
- ウ 「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、実施可能な技術的所見を具体的にわかりやすく記述するとともに、標準案との相違点について記述すること。
- エ 期待される効果及び提案の確実性については、技術提案の内容により標準案に比べどのような効果が得られるか、また技術提案の確実性について簡潔に記入すること。なお、施工実績があれば記入または添付すること。
- オ 必要に応じて構造図や説明用図表、パンフレット、論文等を添付し得られる効果等を客観的に証明するよう努めること。
- カ 技術提案は1視点に対し1提案までとすること。
- キ 概算工事費（増加分）については、標準案と比較して増加する概算費用を記入すること（諸経費を含まない額を記入すること。単位は千円とする。）。
- ク 概算工事費（増加分）の内訳を記入すること。
- ケ 工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記入すること。
- コ 新技術・新工法を使用する場合はNETIS番号等を記入すること。
- サ 技術提案は、視点ごとにA4用紙3枚以内（図表やカタログ等の参考資料も含む）とし、できるだけ簡潔に記入すること。
- シ 文字の大きさは9ポイントを基本とする。なお、図表やカタログ等は文字の大きさは問わないが、判読可能な大きさとする。
- ス 技術提案に記入された内容が履行不可となるようなVE提案はできない。

(3) 企業の施工能力

(提出様式第3号(營繕工事)) 同種・同規模工事の施工実績

- ア 同種・同規模工事とは、自己採点表の「企業の施工能力」の評価内容の欄に示すとおりとし、次表の条件を満たす工事から代表的な工事1件の元請施工実績を記入し、根拠資料を添付すること（入札参加資格としての技術要件である元請施工実績要件とは異なるので注意すること。）。

条件	根拠資料
(期間) 平成22年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受け又は完成し引渡していること。	<p>①コリンズで確認できる場合 コリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要)</p> <p>コリンズの登録内容は発注機関名・業種・工期等の契約内容が確認できるものとする。</p> <p>2,500万円未満の工事で竣工時のデータ登録が無い場合は、<u>完成が確認できる書類(検査合格書、履行証明書等)</u>を添付すること。</p> <p>②コリンズだけでは同種・同規模工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合</p> <p>契約書の写し、業種・構造・規模等の確認ができる書類（竣工図面、仕様書等）、<u>完成が確認できる書類(検査合格書、履行証明書等)</u>、従事役職が確認できる書類など、条件及び評価内容が確認できるものを添付すること。</p>
(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）

- イ 実績がない場合は、「工事名」欄に「なし」と記入すること。
- ウ 「企業の経験工事の工事成績評定点」（提出様式第4号）、「配置予定技術者の資格・工事経験・C P D実施状況等」（提出様式第5号）及び「近隣地域における同種・同規模工事の施工実績」（提出様式第6号）として記入した工事と同一である必要はない。
- エ 「最終契約金額」欄は、当該実績がJV工事（共同施工方式）の場合には、共同企業体で受注した全体額を記入すること。
- オ 「受注形態」欄は、単体又は共同企業体いずれかに○を付し、共同企業体で施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので、出資比率を記入し、協定書の写し等（出資比率等を確認できるもの）を添付すること。なお、コリンズで出資比率を確認できる場合は、確認資料の添付は不要とする。
- カ 「工事内容」欄については、同種・同規模の内容が確認できるよう記入すること。
- キ 「コリンズ登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること（工事業種及び工事内容を記載していること。）。無の場合は契約書の写し等（内容が確認できるもの）を添付すること。
- ク コリンズ以外で資料を添付する場合は、資料名を「添付資料」欄に記入すること。

(提出様式第4号(営繕工事)) 企業の経験工事の工事成績評定点等

- ア 経験工事とは、次表の条件を満たす工事とし、その中から成績上位工事3件を記入し、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
(期間) 令和4年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受け、工事成績評定点が通知されていること。	①コリンズで確認できる場合 コリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) コリンズの登録内容は発注機関名・業種・工期等の契約内容が確認できるものとする。 2,500万円未満の工事で竣工時のデータ登録が無い場合は、 完成が確認できる書類(検査合格書、履行証明書等) を添付すること。
(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7年・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。 なお、「解体工事」については、主な工事内容が「解体工事」に該当する他業種の工事についても同様に評価対象とする。	②コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 契約書の写し、業種及び工事内容等の確認ができる書類（竣工図面、仕様書等）、 完成が確認できる書類(検査合格書、履行証明書等) など、経験工事の内容が確認できるものを添付すること。
(発注機関) 広島県が発注した工事に限る。	出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）
(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	

- イ 記入した経験工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- ウ 経験工事がない場合、または工事成績評定点が付いた経験工事がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。
- エ 「同種・同規模工事の施工実績」（提出様式第3号）、「配置予定技術者の資格・経験工事・C P D実施状況等」（提出様式第5号）及び「近隣地域における同種・同規模工事の施工実績」（提出様式第6号）として記入した工事と同一である必要はない。
- オ 「受注形態」欄は、単体又は共同企業体いずれかに○を付し、共同企業体で施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので、出資比率を記入し、協定書の写し等（出資比率等を確認できるもの）を添付すること。なお、コリンズで出資比率を確認できる場合は、確認資料の添付は不要とする。
- カ 「コリンズ登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること（工事業種及び工事内容を記載していること。）。無の場合は契約書の写し等（内容が確認できるもの）を添付すること。
- キ コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料欄に記入すること。
- ク 「優良建設業者表彰」「特別表彰」欄は、当該発注業種と同じ業種で、広島県が過去2年間に優良建設業者として表彰、特別表彰した工事があれば○を付すこと。なお、確認資料の添付は不要とする。

公告日	評価対象
令和6年9月1日～令和7年8月31日	令和5年度及び令和6年度表彰
令和7年9月1日～令和8年8月31日	令和6年度及び令和7年度表彰

ケ 「登録基幹技能者の配置」欄は、該当する工事を現場で施工している間、自己採点表の「企業の施工能力について」の評価内容欄に示す登録基幹技能者(配置予定技術者又は現場代理人との兼務は評価対象外とし、所属は元請、下請けにかかわらない。)を常時配置するか否かについてチェックすること。なお、工事の途中での登録基幹技能者の交代は認めるものとする。また、確認資料の添付は不要とし、該当する工事の完了後、登録基幹技能者を常時配置したことが分かる資料(登録基幹技能者講習修了証及び日報等)を提出するものとする。

コ 建設キャリアアップシステムの活用

- (ア) 当該工事の施工に際し、建設キャリアアップシステム(以下、「CCUS」という。)を活用し、就業履歴蓄積率25%以上を達成するか否か(評価項目として設定している案件のみ。)、についてチェックすること。
- (イ) CCUSを活用するとは、建設現場において現場登録を行い、カードリーダーなどを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。
- (ウ) 就業履歴蓄積率とは、カードリーダーなどを利用して工事現場へ入場した技能者の延べ人数を工事現場へ入場した技能者の延べ人数で除した割合とする。また、対象とする期間は工事着手する日(準備期間は含まない。)から工事完了日(後片付け期間は含まない。)までとする。
- (エ) 確認資料の添付は不要とする。
- (オ) 工事の完了後、登録IDの写し、就業履歴蓄積率の「実績確認票」及び根拠資料(就業履歴蓄積率25%以上としてチェックした場合)、カードリーダー設置状況などの写真等で活用したことが分かる資料を提出すること。「実績確認票」の様式は任意とするが、それぞれの延べ人数が確認できる資料を添付すること。

(4) 配置予定技術者の能力

(提出様式第5号(営繕工事)) 配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況等

ア 同種工事とは、自己採点表の「配置予定技術者の能力」の評価内容の欄に示すとおりとし、次表の条件を満たす工事から代表的な工事1件の元請施工実績を記入し、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
(期間) 平成22年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受け又は完成し引渡していること。 なお、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。	(3) 提出様式第3号の根拠資料と同じ。 (当該工事が低入札価格調査を経て契約した工事で、コリンズへ技術者名が複数登録されている場合は、「添付資料・摘要」の欄へ、「低入札技術者:○○○○」と記入することにより、コリンズの低入札技術者を特定できるものとする。但し、虚偽の記入があった場合は、後日指名除外措置を行うことがある。)
(従事期間) 工期の全期間従事していること。但し、次に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間) ・工事を全面的に中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間 なお、工場製作と現場施工で別の技術者を配置した場合は、現場施工における全期間従事していること。	
(従事役職①) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績でないこと。	③産休育休の期間を加える場合 産休育休期間が確認できる資料を添付すること。
(従事役職②) 主任(監理)技術者の場合についてのみ工事経験として認め、これら以外の従事役職は評価の対象外とする(対象外とする例 担当技術者、低入札技術者、監理技術者補佐等)。 (特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	④コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合 ・内容を判断できる資料(契約図書の写し、現場施工に着手するまでの期間が確認出来る工程表、工事一時中止通知書、検査結果通知書等)を添付 注)この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認出来る資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。

(適用仕様書) 公共建築工事標準仕様書等を適用したものであること。 公共建築工事標準仕様書等とは、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、建築工事共通仕様書（電気設備工事、機械設備工事を含み、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、建築改修工事共通仕様書（電気設備工事、機械設備工事を含み、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又は公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会編集）、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）をいう。	適用仕様書名が確認できる書類（仕様書等）を添付すること。
---	------------------------------

- イ 実績がない場合は、「工事名」欄に「なし」と記入すること。
- ウ 「同種・同規模工事の施工実績」（提出様式第3号）、「企業の経験工事の工事成績評定点等」（提出様式第4号）及び「近隣地域における同種・同規模工事の施工実績」（提出様式第6号）として記入した工事と同一である必要はない。
- エ 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者であること。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、工事着手日時点で配置できる技術者を記入するものとする。その他については、公告共通事項「5配置予定技術者及び現場代理人の取扱い」に従うこと。
- オ 技術資料提出時までに配置技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす候補者を3人まで記入することを認める。この場合、様式を複写して記入すること。
- カ 主任（監理）技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者又は第15条第2号イに該当する者とする。また、監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有するものであること。監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出しなければならない。
- キ 法令による資格・免許欄は保有する資格を記入し、資格を確認できる書類の写しを添付すること。なお、建築一式工事では、法令による資格・免許欄の記入は不要とする。
- ク 継続教育（CPD）の単位を取得している者は、令和5年度から令和6年度（令和5年4月1日～令和7年3月31日）における認定時間について記入するとともに、建築CPD運営会議が証明する書面の写しを添付すること。
なお、建築一式工事以外の工事については、建設系CPD協議会加盟団体が行う継続教育（CPD）も認めることとし、上記年度に取得した単位数を記入するとともに、証明する書面の写しを添付すること。
また、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする（産休育休期間が確認できる資料を添付すること。）。
- ケ 「優秀技術者の表彰」の有無については、当該発注業種と同じ業種で、広島県が過去2年間に優秀技術者として表彰した技術者であれば○を付すこと。なお、確認資料の添付は不要とする。
また、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする（産休育休期間が確認できる資料を添付すること。）。

公告日	評価対象
令和6年9月1日～令和7年8月31日	令和5年度及び令和6年度表彰
令和7年9月1日～令和8年8月31日	令和6年度及び令和7年度表彰

- コ 「工事内容」欄については経験した「同種工事」の内容が確認できるよう記入すること。
- サ 共同企業体で施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので、協定書の写し等（出資比率等を確認できるもの）を添付すること。なお、コリンズで出資比率を確認できる場合は、確認資料の添付は不要とする。
- シ 「コリンズ登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること（工事業種及び工事内容を記載していること。）。無の場合は契約書の写し等（内容が確認できるもの）を添付すること。
- ス コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を「添付資料・摘要」欄に記入すること。

セ 若手又は女性技術者の配置

- (ア) 若手とは、40歳以下の者（生年月日が昭和60年4月2日以降の者）をいう。
- (イ) 若手又は女性を主任（監理）技術者に配置する場合は、補助者を別に配置できるものとする。
- (ウ) 補助者を配置した場合は「同種・同規模工事経験」は補助者の実績で評価することができる。
- また、補助者の実績を評価する場合は、補助者の実績を記入すること。
- (エ) 補助者は、配置予定技術者と同様に、公告共通事項「5配置予定技術者及び現場代理人の取扱い」によるものとする。
- (オ) 補助者又は現場代理人についても、主任（監理）技術者と同様に、技術資料提出時までに配置予定者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす3人までの候補者を記入することを認める。この場合は、様式を複写して記入すること。
- (カ) 補助者を配置した場合は、施工計画書に明記すること。
- (キ) 主任（監理）技術者又は現場代理人に、若手又は女性を配置する場合は、「配置する技術者」欄にチェックを入れ、氏名及び生年月日を記入すること。ただし、女性を配置する場合は、生年月日の記載は不要とする。また、補助者を配置する場合は、「補助者の配置」欄にチェックを入れ、氏名を記入すること。
- (ク) 共同企業体の場合、補助者は代表者から配置するものとする。

条件	根拠資料
(若手の主任（監理）技術者又は現場代理人) 40歳以下の者（生年月日が昭和60年4月2日以降の者）とする。	生年月日及び雇用関係が分かる資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）を添付
(女性の主任（監理）技術者又は現場代理人) 年齢の条件なし。	性別及び雇用関係が分かる資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）を添付
(主任（監理）技術者及び補助者) ・「公告2入札参加資格（7）配置予定技術者イ資格等」に記載の資格を有している者とする。 ・補助者は、現場代理人及び他の工事で専任の技術者になっていない者とする。	(監理技術者の配置が要件とされている工事) ・監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付 ・監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ）を添付 (主任技術者の配置が要件とされている工事) ・資格を確認できる書類の写しを添付（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付） (共通事項) ・受注者との雇用関係が確認できる資料を添付。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお、専任配置が要件とされている工事にあっては恒常的な雇用関係（3か月以上）が必要

(5) 地域の精通性

(提出様式第6号(営繕工事))近隣地域における同種・同規模工事の施工実績

- ア 自己採点表の「地域の精通性」の評価基準欄に記載の地域内での次表の条件を満たす工事から代表的な工事1件の元請施工実績を記入し、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
(同種・同規模工事) 自己採点表の「地域の精通性」の評価内容の欄に示すとおり。 (入札参加資格としての技術要件である同種・同規模工事の元請施工実績要件とは異なるので注意すること。)	(3) 提出様式第3号の根拠資料と同じ。
(期間) 平成27年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受け又は完成し引渡していること。	
(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	

- イ 実績がない場合は、「工事名」欄に「なし」と記入すること。
- ウ 「同種・同規模工事の施工実績」（提出様式第3号）、「企業の経験工事の工事成績評定点」（提出様式第4号）及び「配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況等」（提出様式第5号）として記入した工事と同一である必要はない。
- エ 「最終契約金額」欄は、当該実績がJV工事（共同施工方式）の場合には、共同企業体で受注した全体額を記入すること。
- オ 「受注形態」欄は、単体又は共同企業体いずれかに○を付し、共同企業体で施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので、出資比率を記入し、協定書の写し等（出資比率等を確認できるもの）を添付すること。なお、コリンズで出資比率を確認できる場合は、確認資料の添付は不要とする。
- カ 「工事内容」欄については、同種・同規模工事の内容が確認できるよう記入すること。

キ 「コリンズ登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること（工事業種及び工事内容が記載してあること。）。無の場合は契約書の写し等（内容が確認できるもの）を添付すること。

ク コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を「添付資料」欄に記入すること。

(6) 地域の貢献度

(提出様式第7号(営繕工事)) 広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況

ア 企業内の広島県地震被災建築物応急危険度判定士の数、各判定士の氏名、判定士登録番号を記入すること。

イ 判定士登録証（表のみ）の写し及び雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、監理技術者資格者証等）の写しを貼付すること。なお判定士登録証は、令和7年4月1日時点での有効なものであること。

5 総合評価に関する基準及び方法等

(1) 評価基準

各評価項目において自己採点表の評価基準に基づき評価する。なお、評価項目ごとの得点は、小数第1位止め（小数第2位を四捨五入）とする。

ア 提出様式第1号 技術資料・資格要件確認書類 提出書

- 提出様式第1号が未提出であった場合、商号又は名称の記入がないもの、工事名に誤りがあるものなど不適切な記入の場合は、入札を無効とする。

イ 技術提案 施工に関する課題・品質に関する課題

- 提出様式第2号「施工上の課題に関する技術提案」により評価する。視点毎に個別評価を行う。
- 提出様式第2号が未提出（発注者が技術提案を求める課題・視点について1つでも提出されていない課題・視点がある場合を含む。）であった場合、求めた課題とは異なる提案を行うなど、不適切な記入（求めた課題とは異なる提案、他の工事の提案を添付、1つでも白紙（空欄）で提出された場合等）の場合は、入札を無効とする。

- 枚数が制限を超える場合、図表やカタログ等の内容が確認できない、文字が判読できない場合及び概算工事費（増加分）の内訳が記載されていない場合、0点とする。

- 1視点に対し複数の提案がある場合、1つの枠内に複数の技術提案が記入されている場合は、0点とする。

- 複数の視点に対して同じ提案が記入されている場合は、それぞれの視点に対する効果等が不明確となり、評価しないまたは評価を下げることがある。

- 各項目（評価の視点、提案項目、提案内容、標準案との相違点、概算增加工事費、期待される効果及び提案の確実性）に明確な記入がない場合は、その技術提案は評価しない又は評価を下げることがある。

- 施工箇所における施工条件、周辺環境、施工時期・方法等の地域・工事特性に配慮していない提案は評価しない。

- 期待される効果等を数値で示す場合、その根拠が示されていない場合は評価しない。

- 過度にコスト負担を要する提案と判断した場合は、より優位な評価はしない。

- 工事目的物の変更を伴う技術提案については認めない。必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合はこの限りではない。なお、変更箇所について標準案と同等以上の性質・機能を有することが確認できるよう記述することとし、この記述が無い場合は提案として認めない。

- 記入された概算增加工事費については、金額の大小で評価に差はつけない。

ウ 企業の施工能力 過去15年間の同種・同規模の施工実績【自己採点】

- 提出様式第3号「同種・同規模工事の施工実績」、根拠資料により評価する。

- 提出様式第3号が未提出であった場合は、「同種・同規模工事の施工実績」に関する評価項目を0点とする。

- 提出様式第3号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、該当する項目を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする。

- 企業の合併、事業譲渡があった場合は、コリンズにおいて継承先へ実績情報の移動が完了しているものについて、工事実績及び工事成績ともに継承先のものとして取り扱うこととする（以下の評価項目においても同様とする。）。

エ 企業の施工能力 過去3年間の工事成績3件の平均点【自己採点】

- 提出様式第4号「企業の経験工事の工事成績評定点」、根拠資料により評価する。

- 提出様式第4号が未提出であった場合は、「企業の経験工事の工事成績評定点」に関する評価項目を0点とする。

- 提出様式第4号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、該当する項目を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする。

- それぞれの経験工事について、工事成績評定通知書の写しがないもの、経験工事に該当しないものの（添付資料により内容が確認できないものを含む。）、または経験工事が「なし」のものについては、65点とする（3件に満たない場合、3件に満たない分の件数を1件65点とする。）。

- 「解体工事」の経験工事について、他業種の経験工事を評価する場合は、主な工事内容が広島県建設工事等入札参加資格の「解体工事」に該当する工事のみを経験工事として評価する。

- 工事成績の得点については、工事3件の平均点を小数第1位止め（第2位を四捨五入）で算出した後に、評価項目の得点を算出する（以下同様とする。）。

- オ 企業の施工能力** 過去2年間の当該業種での優良建設業者の表彰・特別表彰【自己採点】
 提出様式第4号「企業の経験工事の工事成績評定点等」に記入があった場合、広島県の調達情報に掲載している各年度の優良建設工事等被表彰者一覧で確認する。
- 力 企業の施工能力** 登録基幹技能者の配置【自己採点】
 提出様式第4号企業の施工能力により評価する（登録基幹技能者の配置の項目を設定していない場合は除く。）
 自己採点表に示した登録基幹技能者が、該当する工事を現場で施工している間、常時配置される場合加点する。
- キ 企業の施工能力** 建設キャリアアップシステムの活用【自己採点】
 提出様式第4号企業の施工能力により評価する。
 カードリーダーの設置のみの場合は活用したとはみなさない。
 提出様式第4号が未提出であった場合は、CCUSの活用に関する評価項目を0点とする。
- ク 配置予定技術者の能力** 過去15年間の主任(監理)技術者としての施工実績【自己採点】
 提出様式第5号「配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況等」、添付資料により評価する。
 「同種・同規模」の施工経験工事の従事役職は、主任(監理)技術者の場合のみ評価し、これら以外の従事役職は評価の対象外とする（対象外の例：担当技術者、低入札技術者、監理技術者補佐等）。
 工期の全期間において従事していなければ評価しない（ただし、発注者からの一時中止により、コリンズに連続しない期間が生じる場合は、発注者からの一時中止の通知文の写しの添付があれば評価する。また、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間及び工事が早く竣工したことにより、コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合は、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表及び検査結果通知書の写し等の添付があれば評価する。）
 配置技術者を特定できず候補者を複数記入した場合の審査については、各候補者のうち配置予定技術者の能力の小計が最も低い者で評価する（以下同様とする。）
 提出様式第5号が未提出であった場合は、「配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況等」に関する評価項目を0点とする。
 提出様式第5号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、該当する項目を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする。
 産休育休の期間を加える場合において、資料が提出されない場合は、追加期間は認めない（ケ～コにおいても同様とする。）。
- ケ 配置予定技術者の能力** 配置予定技術者の過去2年間の継続教育(CPD)の取組状況【自己採点】
 提出様式第5号「配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況等」、添付資料により評価する。
 建築一式工事については、建築CPD運営会議が証明した証明書の写しをもって、過去2年間の継続教育(CPD)の状況(取得時間)を審査する。
 建築一式工事以外の工事については、建築CPD運営会議及び建設系CPD協議会加盟団体が証明した証明書の写しをもって、過去2年間の継続教育(CPD)の状況(取得単位)を審査する。また、建築CPD運営会議の取得時間は取得単位へ換算するものとし、換算式は次のとおりとする。
 【取得単位=建築CPD運営会議の取得時間÷24×40（小数点以下切捨）】
- コ 配置予定技術者の能力** 過去2年間の当該業種での優秀な技術者の表彰【自己採点】
 提出様式第5号「配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況等」に記入があった場合、広島県の調達情報に掲載している各年度の優良建設工事等被表彰者一覧で確認する。
 産休育休については、加えた対象期間内に完成・引渡しした工事で表彰されたものを評価対象とすることができます。
- サ 配置予定技術者の能力** 主任(監理)技術者の保有する資格【自己採点】（建築一式工事は除く。）
 提出様式第5号「配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況等」、根拠資料により評価する。
- シ 地域の精通性** 地域内における主たる営業所の有無【自己採点】
 自己採点表に記載の地域内における主たる営業所の有無を、入札参加資格者名簿及び入札参加資格認定通知書（主たる営業所の特例）で確認し評価する。
- ス 地域の精通性** 過去10年間の地域内における同種・同規模の工事の施工実績【自己採点】
 提出様式第6号「近隣地域における同種・同規模工事の施工実績」、根拠資料により評価する。
 提出様式第6号が未提出（提出が不要な型式は除く。）であった場合は、「近隣地域における同種・同規模工事の施工実績」に関する評価項目を0点とする。
 提出様式第6号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、該当する項目を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする。
- セ 地域の貢献度** 広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況【自己採点】
 提出様式第7号「広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況」により評価する。
 提出様式第7号が未提出（提出が不要な型式は除く。）であった場合は、「広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況」に関する評価項目を0点とする。
 提出様式第7号において、必要な記入が無い場合、添付資料で記入内容が確認できない場合は、該当する項目を評価しない。

ソ 施工体制評価

- 当該工事の入札価格が調査基準価格以上の場合、評価する。

タ 指名除外の状況【自己採点】

- 過去1年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日）に、建設業者等指名除外要綱別表1、6(1)、6(2)、8(1)及び8(3)に該当する指名除外措置期間中であった業者について、評価点の減点（-1点）を行う。ただし、これに該当する業者の内で、指名除外措置の期間がその前年度あるいは翌年度にまたがる場合は、指名除外終了年月日から1年を経過する日の属する月の末日までに公告された工事について減点の対象とする。

(2) 総合評価の方法

- ア 価格以外のその他の要素に係る評価項目ごとの技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点（基礎点）を100点とし、総合評価落札方式各型式の加算点の最高点数は次表の点数とする。

実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
40点	50点	60点

イ 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点（各評価項目の得点の合計を各型式の最高点数に換算。換算した加算点は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。）を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点（価格以外の評価点の合計を各型式の最高点数に換算）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜、単位：千円） × 1,000

ウ 求められる評価値は、小数第4位（第5位を四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

(2)の「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする（一般競争入札（事後審査型）公告共通事項「8 落札者の決定方法」により落札者を決定する。）。

(4) 評価内容の担保

受注者は、発注者からの指示がない限り、技術資料の記入事項について原則としてすべて履行しなければならない。また、技術提案に記入された内容は、契約後に提出する施工計画書に反映させるものとする。

受注者の責により、契約時における価格以外のその他の要素に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績評定表の「7. 法令遵守等」において、未実施の評価項目ごとに5点を減ずる。

6 自己採点方式

自己採点方式とは、発注者が定める評価項目について入札者が自己採点し、その得点とその他評価項目の得点を合わせた技術評価点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者について、技術資料を審査する。

(1)概要	<p>ア 技術資料の一部として「自己採点表」を提出する。 イ 提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに評価値を算出する。 ※ 技術評価1・2型における技術提案及び施工体制評価の広島県採点分も含んで算出する。 ウ 最も高い評価値の者の技術資料を審査する。 エ 自己採点表の得点に誤りがあった場合、以下の基準に応じて各項目の評価値を決定する。 　・過大評価（技術資料審査の結果、得点が下がる場合）…1/2点とする（審査後の得点×1/2）。 　・過小評価（技術資料審査の結果、得点が上がる場合）…修正しない（「自己採点表」における得点そのまま）。 オ 審査の結果、最も高い評価の者が変動する場合、再度最も高い評価の者の審査を行い、以降決定するまで繰り返す。</p>
(2)作成・提出	<p>入札者は、各評価項目の自己採点を行い、本公告に添付の「自己採点表」の自己採点欄に記入して、技術資料の一部として提出する。</p> <p>自己採点にあたっては、本公告の留意事項・評価基準、及び自己採点表の評価基準に留意すること。</p> <p>※県HP「広島県の調達情報」(https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp)から「自己採点表」の様式をダウンロードできます。この様式は、工事名・評価項目等を記載していないため、記入漏れ等に注意してください。</p>
(3)発注者の審査及び落札者の決定	<p>入札者から提出された「自己採点表」の得点などと「入札価格」をもとに入札者全員の評価値を算出し、最も高い評価値の者についてのみ技術資料を審査する。</p> <p>審査の結果、自己採点表に誤りがあった場合でも、最高評価値の入札者の変更がない場合は、当該入札者を落札候補者として決定する（あわせて資格要件の確認を行う。）。</p> <p>※ 技術評価1・2型における技術提案及び施工体制評価の広島県採点分も含んで評価値を算出する。</p>
(4)その他留意事項	<p>ア 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」等をもとに最高評価値の入札者が提出した技術資料のみを審査し、評価値が2位以下の者については審査を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限らない。</p> <p>イ 「自己採点表」の商号又は名称・工事名について、未記入の場合、誤りがある場合は、自己採点に関する部分の得点を0点とする。自己採点の結果が未記入（内容が確認できない場合を含む）の項目については、その項目の得点を0点とする。</p> <p>ウ 「<u>自己採点表</u>」の評価内容及び評価基準について、転記ミス等により発注者の求められた内容と明らかに異なる内容となっている場合は、その評価項目は0点とする。</p> <p>エ 「自己採点表」が未提出の場合は入札を無効とする。</p> <p>オ 営繕工事であるのに、土木工事の「自己採点表」へ記入する等、自己採点が不可能となった場合、又は<u>適用型式と異なる型式</u>の自己採点表での提出の場合は、自己採点に関する部分の得点を0点とする。</p> <p>カ 配置予定技術者及び補助者が特定できず、複数人を候補とする場合は、配置予定技術者の能力の小計が最も低い者について自己採点を記入すること。</p> <p>キ この「自己採点表」の未提出あるいは記入内容によって、以降の入札の指名等について不利益な取り扱いを行わない。</p> <p>ク 工事成績の得点は、工事3件の平均点を小数第1位止め（第2位を四捨五入）で算出した後に、評価項目の得点を小数第1位止め（第2位を四捨五入）で算出する。</p>

7 苦情申立等

入札者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に、広島県営繕工事等総合評価競争入札実施要領に基づき契約担当職員に申立てることができる。

8 評価内容の説明

入札者は、自らの評価内容についての説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に、広島県営繕工事等総合評価競争入札実施要領に基づき契約担当職員に請求することができる。

9 技術資料のヒアリング

必要に応じて行う。

提出様式第7号 (營繕工事)

広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況

商号又は名称：

(JVの場合はJV名称)

企業内の広島県地震被災建築物応急危険度判定士の数：_____名

	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	
1	判定士登録証の写し貼付欄	雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保 險者標準報酬決定通知書、監理技術者資格者証等の写 し）の貼付欄 (欄内に収まらない場合は、別紙添付での提出で可 能とする)
2	判定士氏名：_____、判定士登録番号：第_____号	
3	判定士登録証の写し貼付欄	雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保 險者標準報酬決定通知書、監理技術者資格者証等の写 し）の貼付欄

注 企業内に広島県地震被災建築物応急危険度判定士が4名以上の場合は、この様式を複数枚提出する。